

第18期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における 当面の検討課題及び検討の進め方について（案）

1. インターネット上の海賊版対策について

（1）問題の所在

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。このような状況において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへ蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）などを通じて行われる侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長している¹といわれている。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応強化策について検討を行うことが求められている。

また、昨今においては運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイトが出現し、多くのインターネットユーザーのアクセスが集中するなど、著作権者等の権利が著しく損なわれる事態となっていることから、政府全体としてもインターネット上の海賊版対策の強化を緊急に取り組むべき課題と捉え、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（以下「緊急対策」という。）及び「インターネット上の海賊版対策に関する進め方」（以下「『進め方』」という。いずれも平成30年4月13日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を決定した。

緊急対策においては、「著作権者等の更なる権利侵害の拡大を食い止めるためには、速やかに、特に悪質な海賊版サイトに対し、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等による閲覧防止措置（ブロッキング）を実施し得る環境を整備する必要がある」とされている。

このため、「進め方」においては、リーチサイトについて「早急に検討を進め、臨時国会又は次期通常国会を目指し法案を提出する」とされており、また、海賊版サイトへの閲覧防止措置（ブロッキング）について政府として「その法的根拠を明確にするため、通信の秘密、知る権利との関係を含む法的論点について検討を行い、関係者の理解を得つつ、次期通常国会を目指し、速やかに法制度の整備に向けて検討を行う」こととされている。さらに、その他論点となり得るものとして、静止画（書籍）のダウンロードの違法化も挙げられている。

¹ 例えば、リーチサイトにリンクが掲載された動画の平均視聴数は、リーチサイトに掲載されていないものに比べて数十倍であったとの報告がなされている。（電気通信大学「リーチサイト及びブストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」平成24年3月）

(2) 本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

平成28年度、本小委員会において権利者側の関係団体へリーチサイトの実態等についてヒアリングを行い、その結果を踏まえてリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型を整理した上で、対応の必要性や間接侵害（幫助）一般に係る議論との関係等について検討を行った。

昨年度は更に、プラットフォーム²等からリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為に対する取組の現状や、法制面での対応の是非等についてヒアリングを行った。また、リンク情報の提供行為はインターネットによる情報伝達（表現行為）において不可欠な役割を担うものであり、表現の自由の制約に関わることから、憲法学者からリンク情報の提供行為やリーチサイトの運営行為を規制するにあたって憲法的観点から考慮すべき事項について、ヒアリングを行い、公共の福祉、すなわち著作権者の利益の保護と、表現の自由とのバランスの観点から、リーチサイトに関する課題の検討にあたって押さえるべき視点を確認した。

その上で、民事については、差止請求権の対象として特に対応する必要がある悪質な行為類型の範囲について検討し、刑事については、現行制度における対応可能性を踏まえた新たな制度整備の必要性や可罰的な行為類型の範囲について検討を行った。更に、仮に新たに制度を設ける場合、どのような立法形式によるべきかについても検討を行った。

リーチサイトに関する課題については、「進め方」で示された方針も踏まえ、引き続き、本小委員会の重要課題として、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないように配慮しつつ、権利保護の実効性を確保するとの観点から、具体的な制度整備に向けた検討を迅速に進めていく必要がある。

また、ブロッキングに関する課題等についても、「進め方」に基づき行われる政府全体の検討状況を踏まえ適宜対応する必要がある。

(参考)「知的財産推進計画2018」等における記述

知的財産戦略ビジョン～「価値デザイン社会」を目指して～

(平成30年6月12日知的財産戦略本部)

第5. 将来の「仕組み」に向けて今後の検討が必要な課題

2. 具体的なシステムの例

(2) 技術・データ・コンテンツ等知的資産（人を含む）の柔軟な交流や共有を促し、価値を拡大する仕組みの構築

③ 次世代のコンテンツ創造・活用システムの構築【中・長期】

- リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為について法的措置が可能であることの明確化や、サイトブロッキングの法的根拠の明確化等、悪質な海賊版サイトへの多層的かつ実効性のある対抗手段の導入に取り組む。

² ネット検索事業者やプロバイダ事業者等

知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部）

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

（2）挑戦・創造活動を促す

④ 模倣品・海賊版対策

（施策の方向性）

- ・ インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。
（短期、中期）
（内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）
- ・ リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。（短期）（文部科学省）

「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」

（平成30年4月13日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）

○インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策について

4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性

インターネット上の海賊版に効果的に対応していくためには、著作権者等による侵害コンテンツの削除要請等の地道な取組や広告出稿抑止等侵害者の資金源を断つための取組のほか、そもそもインターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組んでいく必要があり、インターネット上の海賊版を利用することがクリエイターの創作活動を持続困難な状況に陥れ、ひいては我が国の文化そのものへ深刻な影響を生じることについて幅広く広報・啓発し、著作権等を尊重する意識の醸成を図るものとする。

○インターネット上の海賊版対策に関する進め方について

深刻化するインターネット上の海賊版サイトに関する問題について政府として対応するため、今後、段階的に、以下の対策を実施する。

（3）法制度整備（※別紙参照）

- ・ 海賊版サイトへのブロッキングについて、緊急の対応として（1）（2）の措置を講じつつ、並行してその法的根拠を明確にするため、通信の秘密、知る権利との関係を含む法的論点について検討を行い、関係者の理解を得つつ、次期通常国会を目指し、すみやかに法制度の整備に向けて検討を行う。
- ・ リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応等について、早急に検討を進め、臨時国会又は次期通常国会を目指し法案を提出する。

○（別紙）海賊版サイト対策関係法案として盛り込むべき事項

1. 海賊版サイトへのブロッキングに関する法制度整備

- 一定の要件の下でISP事業者に対してブロッキングの請求を行うことができる規定の整備等、海賊版サイトへのブロッキングが実効性のあるものとするための制度の整備。なお、法制度整備にあたっては、「2.」の措置を踏まえて、リーチサイトの取扱いについても併せて検討を行う。

[→ 対象とするサイト選定の基準、最適な手続手法（司法手続又は行政手続）等が主な論点。]

2. リーチサイト関係の法制度整備

- リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為について著作権法上「みなし侵害行為」等として法的措置が可能である事を明確にするための手当。

[→ 差止請求の対象として特に対応する必要性が高い行為類型の定義が主な論点。]

3. その他論点となり得るもの

- 静止画（書籍）のダウンロードの違法化 等

2. 著作権教育・普及啓発の充実

(1) 問題の所在

著作物等の創作，流通，利用のサイクルを持続的に維持・発展させるためには，法制度やライセンス環境等の仕組みを適時適切に整備していくことに加えて，制度等が適切に運用されるよう，国民の著作権制度に関する適切な理解を促すための著作権教育・普及啓発を充実させることが重要である。

この点，文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月。以下「分科会報告書」という。）において既に指摘があったように，我が国における著作権法の普及状況は極めて低い水準であることが明らかとなった。

そして，平成30年5月に成立し公布された「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。以下「改正法」という。）により導入されることとなった「柔軟な権利制限規定」に係る本小委員会における検討の過程においては，権利制限規定の抽象度が高まることによる「思い込み侵害」や「居直り侵害」の増加に対する懸念が関係者から指摘され，分科会報告書においても規定の柔軟性が高まることによる過失等による権利侵害の増加による社会的費用の増加への懸念が示されている。また，教育の情報化の推進に係る検討の過程においては，権利者側から教育機関における第35条をはじめとする著作権法の順守に対する懸念が寄せられたことを受け，教育関係団体から法制・基本問題小委員会に提出された意見書において，各団体又は各団体に加盟する教育機関において著作権制度に関する研修・普及啓発活動に取り組んでいく旨が示された。このような状況を踏まえ，分科会報告書では，法改正に向けて，教育機関における研修・普及啓発活動の実施内容や方法の具体化に向けた検討を進めることが関係者に要請されている。これらの法改正に係る国会審議において付された附帯決議においても知的財産に関する学習及び教育機会の充実を図ることが求められている。

さらに，1. で述べたようなインターネット上の海賊版被害の深刻さを踏まえれば，これに対し効果的に対応していくためには，国民が安易に海賊版の閲覧を行わないよう，著作権等を尊重する意識の醸成を図っていくことが重要であり，緊急対策においても「学校関係者，事業者，関係団体等と連携しながら，学校，地域における著作権教育に取り組んでいく必要」があるとされている。

(2) 本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

文化庁においては，平成14～15年度の著作権教育小委員会における議論を踏まえ，国民の著作権に関する理解を深め，著作権制度の知識や意識の向上を図るための普及啓発事業として，一般向けの著作権セミナー（14か所程度），教職員や図書館等職員を対象とした講習会（計4回），都道府県著作権事務担当者講習会（1回）の実施及び著作権に関する質問・回答を蓄積したデータベースの公開，学校を対象とした学習教材や教員指導事例集の作成・提供，ホームページを活用した情報提供等を総合的に行ってきたところである。

これらの取組については、(1)のような昨今の現状も踏まえてその効果・検証を行うとともに、国内における権利者団体等の関係機関が実施する普及啓発事業の現状についても把握・分析し、関係機関との連携を含めた著作権教育・普及啓発に関する施策を検討し、内容・規模の充実等に努めることが適切である。

また、著作権一般に関する普及啓発に加え、改正法の施行に伴い、特に柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、今後文化庁において規定の趣旨や内容の周知等を行うことが適当である。

さらに、第35条の改正規定の施行に向けて、今後教育関係団体における著作権に関する研修・普及啓発活動の充実に向けた検討が本格的に進められることが期待される。本小委員会としては、適宜その進捗状況の把握に努め、必要に応じて助言等を行うことが適切である。

以上のとおり、著作権教育・普及啓発の充実に関する課題を踏まえ、それに対する効果的な施策を整理した上で、政府として行いうる適切かつ効率的・効果的な取組について検討していく必要がある。

(参考)「知的財産推進計画2018」等における記述

知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部）

2.「知的財産推進計画2018」重点事項

(2) 挑戦・創造活動を促す

④ 模倣品・海賊版対策

(施策の方向性)

- ・ 知財に関する教材の充実の観点から、海賊版対策を含めた著作権教育に資する教材等の在り方を検討した上で、教材等の開発・普及を行う。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ 模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。

(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

③ データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化

(施策の方向性)

- ・ 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期) (文部科学省)【再掲】

④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

(施策の方向性)

- ・（上記再掲）
- ・ ICT 活用教育等における著作物の円滑な利活用に向けて、教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有その他の学校等における著作物利用の円滑化方策について検討を行う。（短期、中期）（文部科学省）
- ・ 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。（短期、中期）（文部科学省）

3. 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備

(1) 問題の所在

文化審議会著作権分科会においては、デジタル・ネットワーク化の進展などの社会の変化を受け、著作物の創作・流通・利用を巡る環境に大きな変化が生じていることを踏まえ、新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備が求められている。

本課題については、これまで、新たな時代における著作物の利用に係るニーズを把握し、これを整理・分類した上で検討を行ってきた。分科会報告書においては、優先的に検討することとしたニーズへの対応を念頭において、明確性と柔軟性を備えた複数の権利制限規定による「多層的」な体系を構築することが提言された。

これを受け、改正法により「柔軟な権利制限規定」等の整備がなされたが、同報告書の取りまとめ段階では検討に着手するには至らなかった他のニーズについても、今後、各ニーズの分類及び優先度を考慮しつつ、順次検討を行うことが求められる。

(2) 本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

平成29年度では、ニーズ募集に寄せられたニーズのうち、権利制限規定による対応が求められるその他のニーズについては、①ニーズの明確性や②権利制限による対応の正当化根拠の見通し、③優先度の観点から分類・整理が行われたところであり、また、本小委員会の下に設置したワーキングチームにおいて今後の検討すべき課題について意見が示されていることを踏まえ、ニーズの分類や優先度を考慮しつつ、順次検討を行うことが適当であるとした。また、ニーズ募集において寄せられた権利制限規定以外の政策手段による対応を求めるニーズについても、ニーズの内容や課題の優先度を考慮しながら、必要に応じて検討を行っていくことが適当であるとした。

このうち、利用許諾に係る著作物を利用する権利の対抗制度の導入や独占的ライセンシーへの差止請求権の付与等のライセンス契約に係る制度の在り方について、検討を行っていくべきとの本小委員会における議論を踏まえ、昨年度、文化庁委託事業として「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」が実施されてきた。同調査研究では、著作物等の利用に関するライセンス契約の実態、対抗制度が存在しないことによって問題が生じた事例の有無、独占的ライセンスの対象となっている著作権等の侵害への現在の対応状況、制度導入による著作物等の利用環境への影響等に関する調査や諸外国における類似制度について基礎調査を実施するとともに、それらを踏まえた他の関係法令（民法、特許法等）との整合性を含む論点について整理が行われ、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度及び独占的ライセンシーに差止請求権を付与する制度に関し、その導入について検討を行う必要性が示されたことを踏まえ、本小委員会としても検討を行うことが適当であると考えられる。

検討にあたっては、仮に制度を導入することとした場合における民法法理との整合性、他の知的財産権法との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響等に配慮した制度設計の在り方を含め、専門的な見地から更なる検討を行うことが必要であると考えられる。

4. 権利者不明著作物等の利用円滑化

(1) 問題の所在

他人の著作物等を利用する場合、原則としてその著作物等の権利者に許諾を得る必要があるが、権利者が誰かそもそも分からない場合や、権利者が特定できたとしてもその連絡先が分からないという場合には、権利者と連絡を取ることができず許諾を得ることができないため、著作物等を適法に利用できないという課題がある。このような場合であっても、適法に著作物等を利用できる道を開き、著作物等の流通を促進するための制度として、著作権者不明等の場合の裁定制度（法第67条）がある。

近年、デジタル・ネットワーク化の更なる進展により著作物等の創作、流通、利用に係るコストが大きく低下した結果、大量の著作物等が創作され、流通し、利用可能な状態におかれることとなった。加えて、著作物の創作主体についても多様化が進み、創作に係る投資の回収といった経済的動機をもたずに創作される著作物が増加し、集中管理などの円滑にライセンスを受けるための手続が提供されない著作物等が大量に発生することとなった。著作物等を巡るこうした社会状況の変化を背景として、物理的・技術的には利用可能な著作物等が大量にあるにも関わらず権利処理コストの問題で利用が適切に進まないとの問題が顕在化しており、権利者不明著作物等の利用に係る問題も深刻さを増している。

この点に関し、文化庁においては著作権者不明等の場合の裁定制度について継続的に見直しを進めており、昨年度、申請手数料の見直しを行った。裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定められる額の手数料を納付しなければならないこととなっており、手数料額はこれまで、1件につき13,000円と定められていたが、最近の裁定手続に係る運用実績を基に申請手数料の額を見直した結果、平成30年4月1日以降の申請から、1件につき6,900円に減額する制度改正が行われた。（著作権法施行令第11条）

また今年度においては、今回の改正法により、権利者と連絡がとれた場合に補償金等の支払を確実にすることが期待できる国や地方公共団体等については、事前の供託を求めないものとするものとされた。

このような裁定制度の改善をはじめ、今後も引き続き著作権者不明著作物等の利用円滑化を推進することが求められている。

(2) 本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

著作権者不明等の場合の裁定制度については、(1)で述べた制度改正のほか、近年、利用円滑化のための改善に向けた取組が進んでいる。平成28年度より、民間主体を活用した裁定手続の迅速化及び利用者の手続負担の軽減に資する方策を検討するため、文化庁からの委託により、9権利者団体³で構成されるオーファンワークス実証事業実行委員会が、利用者のために権利者搜索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を実施してい

³ 公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本美術家連盟、一般社団法人日本美術著作権連合、協同組合日本脚本家連盟、共同組合日本シナリオ作家協会、公益社団法人日本漫画家協会、公益社団法人日本複製権センター。アドバイザーとして、日本行政書士会連合会、日本弁護士連合会、弁護士が加わる。

る。昨年度実証事業の結果を踏まえ、今年度も引き続き実証事業を実施し、裁定制度の利用促進に向けた検討が継続される予定であるとされている。

また、権利情報の集約化に係る措置については、昨年度より、新規事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」が開始されている。複数の権利情報データベースを総合検索できるサービスが存在しないという課題や、権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備であるという課題、著作物の利用に際しての許諾手続が煩雑であるという課題を解決するため、権利情報集約の基盤が整っている音楽の分野において、既存の管理事業者等の有する権利情報や自己管理されている権利情報を一括検索できる機能等を備えたプラットフォームの構築を目指すこととされている。

本小委員会としても、これらの取組が着実に実行されていくことが適当であると考え

る。また、昨年度の本小委員会では、これまでに実施された、「平成27年度 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」や「平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究」の結果報告を受けて、今後の検討の進め方について議論を行った。

すなわち、拡大集中許諾制度については、その正当化根拠や団体の在り方など、検討が必要な課題が多いことを確認するとともに、今後は、具体的なニーズを把握した上で、法的正当化の可否や他の制度との関係も含めて、望ましい制度設計等について検討を進める必要があることを確認した。昨年度は、こうした検討の方向性のもと、事務局において関係者へのヒアリングが行われており、今年度はその結果の報告を踏まえ、必要に応じて本小委員会等で検討を行うことが適当である。

(参考)「知的財産推進計画2018」等における記述

知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部）

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

(施策の方向性)

- ・ 権利者団体と協力して実施している実証事業の結果等を踏まえ、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた方策について検討し、必要な措置を講ずる。
(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 著作物等の利用円滑化の観点から、拡大集中許諾制度に係るこれまでの調査研究等の結果を踏まえ、具体的課題について検討を進める。(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。あわせて、音楽分野においてはコンテンツの権利情報を集約化したデータベースの整備と、当該データベースを活用した権利処理プラットフォーム構築のための実証事業を実施する。(短期、中期) (文部科学省、経済産業省)

5. 今後状況等の進展に応じて検討すべき課題

(1) 法の適切な運用環境の整備について

本年5月に成立し公布された改正法は、新たな著作物の利用ニーズに柔軟に対応できる「柔軟性のある権利制限規定」を整備することとしている。当該規定には一定の抽象度の高い規定が採用されているため、法解釈の余地が大きくなり法の予測可能性が低下することが考えられる。この点について、改正法案の国会質疑においても議論になり、附帯決議において、公正な利用行為の萎縮や誤解に基づく著作権侵害が助長されないよう、ガイドラインの策定などの必要な対策を講じることが政府や関係者に求められている。

昨年度は、文化庁において「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」を実施し、情報法・情報政策分野における実践例などを踏まえて、著作権法分野におけるソフトロー形成の課題及びその解決方法を分析するとともに、著作権法に関して既に存在するソフトローの諸要素（形成主体、形成目的、形成過程、公的機関の関与の程度、周知方法等）を分析し、著作権分野におけるソフトローの形成に当たり場面に応じてどのような手法を採ることが望ましいか（特にどのような場面にどのように行政が関与することが望ましいか）について調査研究を行った。

今年度においては、まずは政府において関係者における具体的なニーズや公的な関与に対する期待の有無やその内容を把握し、ソフトローの形成の内容及び望ましい形成主体等について明らかにすることが期待される。その上で、必要に応じて、本小委員会における検討も含め、国として必要な支援等を行っていくことが適当であると考えられる。

(参考)「知的財産推進計画2018」等における記述

知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部）

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

③ データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化

(施策の方向性)

- ・著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)【再掲】

④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

(上記再掲)

(2) 教育の情報化の推進等

改正法では、学校等における授業のための著作物の公衆送信について新たに補償金付きの権利制限規定を整備することとされた。今般の補償金制度については、改正法第104条の11においてその徴収分配に係る窓口の一元化を可能とする仕組みが盛り込まれており、今後権利者団体による団体の組成及び関係者による運用面の検討が円滑に進められる必要がある。

法改正を契機として、第35条及びその範囲を超える教育目的での著作物利用が適切に行われる環境を整備することが重要であり、分科会報告書において提言されているように、①改正法による新たな補償金制度の運用に関する検討、②教育目的の著作物利用に係るライセンス環境の整備・充実、③教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発、④法解釈に関するガイドラインの整備といった法の運用面の課題の解決についても、関係者を中心として総合的に取り組んでいくことが重要となる。

これらのうち、①改正法による新たな補償金制度の運用に関する検討及びについては、②教育目的の著作物利用に係るライセンス環境の整備・充実については、現在権利者団体によって構成される「教育利用に関する著作権等管理協議会」において検討が進められている。今後、③教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発、④法解釈に関するガイドラインの整備も含む各課題について、すみやかに教育関係者との対話の場を設け、課題解決に向けた議論を加速することが期待される。

本小委員会においても、関係者における取組状況を引き続き把握し、必要に応じてその取組の支援等を行っていくことが適当である。

また、教員、教育機関間の教育目的での教材等の共有については、分科会報告書においては、一定の範囲で権利制限の対象とすることに肯定的な意見があったものの、「共有の範囲によっては権利者に与える不利益が大きく異なり、規模によっては民間の教材関係業者との競合の問題も生じることとなると考えられることから、教育上の必要性が認められるケースについてより詳細に吟味した上で、権利者に及び得る影響の度合いとのバランスについて更に考察を深める必要がある。」とされている。

この点、上述の「教育利用に関する著作権等管理協議会」におけるライセンス環境の整備・充実に向けた検討の中で、教材等の共有についても検討がなされているところであり、今後教育関係者の具体的なニーズの把握を行った上で、両当事者において具体的な検討が進められることが期待される。したがって、本小委員会としては、本課題について、両当事者における検討の進捗状況を踏まえつつ適切な時期に検討を進めることとする。

(参考)「知的財産推進計画2018」等における記述

知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部）

2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

(3) 新たな分野の仕組みをデザインする

④ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築

(施策の方向性)

- ・ ICT 活用教育等における著作物の円滑な利活用に向けて、教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有その他の学校等における著作物利用の円滑化方策について検討を行う。(短期、中期)(文部科学省)
- ・ 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。

(短期、中期)(文部科学省)

(3) 障害者の情報アクセス機会の充実

改正法では、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」(以下「マラケシュ条約」という。)に対応するため、視覚障害者等のための複製等に係る権利制限規定の受益者として肢体不自由者等が含まれることを明確にする等の改正が行われた。

一方、放送番組へのアクセス環境の充実に関する要望(放送に字幕を付して行う公衆送信等)については、現時点において関係者間の協議において意見の集約には至っていない。本小委員会としては、今後、協議の進捗を注視しつつ、適切な時期に検討を行うことが適当である。

また、このほか、障害者の情報アクセス機会の充実に資する事項について、今後必要に応じて検討を行うことが適当である。

(4) 放送コンテンツの利用円滑化

「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月4日規制改革推進会議)において、投資等分野の重要課題として「放送を巡る規制改革」が掲げられた。そこでは、「国民共有の財産である電波を最大限有効に活躍することが、これからの我が国の経済成長の鍵となる。」との認識の下、①放送と通信の枠を超えたビジネスモデルの構築、②グローバル展開、コンテンツの有効活用、③制作現場が最大限力を発揮できる環境整備、④電波の有効活用その他、の4点について同会議としての見解をまとめている。

上記の③においては、コンテンツ流通の推進についても対応の必要性があるとされており、「同じ番組をリアルタイムにテレビでもパソコンでもスマートフォンでも見られるようにするなど、視聴者が最新の技術を最大限活用して多様なコンテンツを視聴できるようにするために、著作権等処理に係るコンテンツ流通推進が課題である」とした上で、「海外では、ブロックチェーン技術、AI技術などを活用して、従来の管理における課題を解決する実務が広がりつつあり、我が国における通信・放送融合時代のコンテンツ流通促進に向けた新たなニーズや課題にも迅速に対応していく必要がある。」とされている。

そして、そのために政府が取り組むべき具体的な内容として、第一に「権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとった改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。」、第二に「同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。」とされており、放送コンテンツの流通促進のためまずは具体的にどのような課題があるのかを明らかにした上で、著作権関係の施策についても必要に応じて検討を行うこととされている。なお、この内容は、規制改革実施計画(30年6月15日)においても盛り込まれている。

以上を踏まえ、本課題については、総務省を中心として行われる課題の整理の状況を踏まえつつ、必要に応じて本小委員会において検討を行うことが適当である。

(参考)「規制改革実施計画」における記述

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

Ⅱ．分野別実施事項

6．投資等分野

(5)放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

No.26 コンテンツ流通の推進

コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。

- a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業（権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築）を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合のとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。
- b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。

【実施時期】

- a:平成30年度中に検討開始、平成31年度結論・措置
- b:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置

【所管府省】

- a:総務省、文部科学省、経済産業省
- b:総務省、文部科学省